

(タイトルペーパー：アメリカ合衆国労働省労働安全衛生局：United State-Occupational Safety and Health Administration、Department of Labor:が公布し、施行している：§ 1910.1025 Lead（基準第 1910.1025、鉛）の全文の英語原文—日本語仮訳について）
 —European Commission（欧州委員会）が 2021 年 6 月 28 日に公表した「近年、再生可能エネルギー技術及び電池生産に頻繁に使用されている鉛について新しい科学的データに基づき限界値を見直す」等の提起を踏まえて—

1 European Commission（欧州委員会）は、2021 年 6 月 28 日に、公式に、変化する労働の世界における労働者の健康及び安全を保障するための新たな戦略的枠組み（2021 年~2027 年。以下単に「EU の OSH の新戦略的枠組み」といいます。）を立ち上げました。この原典の全文については、2021 年 7 月 15 日付けで、既に「英語原文—日本語仮訳」として中央労働災害防止協会技術支援部国際課の該当するウェブサイト：https://www.jisha.or.jp/international/sougou/pdf/eu_2021_053.pdf（以下「対訳版」といいます。）で、紹介しているところです。
 この「EU の OSH の新戦略的枠組み」では、近年、再生可能エネルギー技術及び電池生産に頻繁に使用されている鉛について、次のような対応をする旨、明らかにしています。

<p>For lead and cobalt, two hazardous substances frequently used in renewable energy technologies and in battery production, new scientific data indicates that limit values should be reviewed or, in case of cobalt, established. (資料作成者注：対訳版 19 ページから鉛に関する部分を抜粋しました。)</p>	<p>再生可能エネルギー技術及び電池生産に頻繁に使用されている鉛及びコバルトの 2 つの有害物質については、新しい科学的データに基づき、限界値を見直すか、コバルトの場合は限界値を設定する必要があります。</p>
---	---

<p>The Commission will: ● Propose protective limit values on: o lead and diisocyanates in the Chemical Agents Directive46 in 2022; (資料作成者注：対訳版 21~23 ページから鉛に関する部分を抜粋しました。)</p>	<p>欧州委員会は以下を行います。 ● 次の項目に関する保護限界値を提案します。 o 2022 年に化学物質指令 46 で 鉛及びジイソシアネート</p>
--	---

<p>Priority will be given to updating and expanding the protection of workers exposed to reprotoxic substances, in line with demands by the European Parliament. Reprotoxicants can have two groups of different effects: (i) effects on sexual function and fertility; and (ii) effects on the development of</p>	<p>欧州議会の要求に沿って、生殖毒性物質にさらされる労働者の保護を更新し、及び拡大することが優先されます。 生殖毒性のある物質は、2 つのグループの異なる影響を及ぼす可能性があります。(i)性機能及び生殖能力への影響、(ii)胎児又は子孫の発育への影響。</p>
---	--

the foetus or offspring. These are serious health risks, and they can lead to spontaneous abortion, stillbirth, or impaired cognitive development of the conceived children. According to a worst-case-scenario estimate, reprotoxic substances may be the cause of up to 1 274 new cases of reproductive ill health each year, leading to an economic cost of EUR 381 million per year.

Lead is the largest contributor to diseases from reprotoxic substances⁵⁸. The upcoming proposal for stricter binding limit values on lead will therefore be a major step forward in addressing reprotoxic substances.

資料作成者注：対訳版 21~23 ページから鉛に関する部分を抜粋しました。

これらは深刻な健康リスクであり、自然流産、死産又は妊娠した子供の認知発達障害につながる可能性があります。最悪のケースを想定した場合には、生殖毒性物質が原因となって、毎年最大 1,274 件の生殖に関する健康障害が新たに発生し、年間 3 億 8,100 万ユーロの経済的コストが発生する可能性があります。鉛は生殖毒性物質による疾病の最大の原因となっています⁵⁸。

したがって、鉛に対するより厳格な拘束力のある限界値を提案する予定であることは、生殖毒性物質への対応を大きく前進させることとなります。

Priority will be given to updating and expanding the protection of workers exposed to **reprotoxic substances**, in line with demands by the European Parliament. Reprotoxicants can have two groups of different effects: (i) effects on sexual function and fertility; and (ii) effects on the development of the foetus or offspring. These are serious health risks, and they can lead to spontaneous abortion, stillbirth, or impaired cognitive development of the conceived children. According to a worst-case-scenario estimate, reprotoxic substances may be the cause of up to 1 274 new cases of reproductive ill health each year, leading to an economic cost of EUR 381 million per year.

Lead is the largest contributor to diseases from reprotoxic substances⁵⁸. The upcoming proposal for stricter binding limit values on lead will therefore be a major step forward in addressing reprotoxic substances.

(資料作成者注：対訳版 30 ページから鉛に関する部分を抜粋しました。)

欧州議会の要求に沿って、**生殖毒性物質**にさらされる労働者の保護を更新し、及び拡大することが優先されます。

生殖毒性のある物質は、2 つのグループの異なる影響を及ぼす可能性があります。(i)性機能及び生殖能力への影響、(ii)胎児又は子孫の発育への影響。

これらは深刻な健康リスクであり、自然流産、死産又は妊娠した子供の認知発達障害につながる可能性があります。最悪のケースを想定した場合には、生殖毒性物質が原因となって、毎年最大 1,274 件の生殖に関する健康障害が新たに発生し、年間 3 億 8,100 万ユーロの経済的コストが発生する可能性があります。鉛は生殖毒性物質による疾病の最大の原因となっています⁵⁸。

したがって、鉛に対するより厳格な拘束力のある限界値を提案する予定であることは、生殖毒性物質への対応を大きく前進させることとなります。

2 EU 委員会による上述したような生殖毒性物質としての鉛への対応に関する提言がありましたが、翻って見ますと、アメリカ合衆国労働省労働安全衛生局：United State-Occupational Safety and Health Administration、Department of Labor：(以下単に「US-OSHA」といいます)

す。)では、既に1996年以来、§ 1910.1025 Lead (基準第1910.1025、鉛) (ただし、建設業における鉛ばく露については別の基準: § 1926.62 Lead で規制し、29 CFR part1928 が適用される農作業については規制対象から除いています。)によって、先行して鉛を従来からの鉛中毒の原因物質としてのみならず、生殖毒性物質及び胎児毒性物質としても鉛へのばく露を規制してきました。

- 3 この § 1910.1025 Lead (基準第1910.1025、鉛) は、英語原文でも A-4 版 50 ページを超えるボリュームがあり、一般産業における鉛ばく露に対して総合的な規制をしています。そこで、この際、§ 1910.1025 Lead (基準第1910.1025、鉛) の全文について別記1として、また、US-OSHA が2018年に公開した Lead, Overview (鉛、その概観) の全文を別記2として、それぞれ、「英語原文—日本語仮訳」の形式で紹介することとしました。これらの資料の全文を日本語対訳として紹介するのはおそらく日本では初めてかもしれません。
- 4 また、英国保健安全衛生庁 (Health and Safety Executive:略称 HSE) でも2002年に制定及び施行した職場における鉛管理規則 (原文: The Control of Lead at Work Regulations 2002) において、鉛 (道路上の車両の排気系から排出される場合を除き、人が吸い込んだり、摂取したり、他の方法で吸収する可能性のある鉛 (アルキル鉛、鉛合金、鉛の化合物、物質又は材料の構成要素としての鉛を含む。) を意味します。) について、生殖毒性及び胎児毒性を有するものとしても規制しています (この要点を本稿でも別記3として再度紹介します。)
- 5 今回紹介するこれらの資料は、鉛を生殖毒性物質及び胎児毒性物質としては未だ必ずしも規制していない我が国における鉛の規制の在り方についての参考資料ともなり得るものと考えられます。

この資料の作成年月 2021年12月

この資料の作成者 中央労働災害防止協会技術支援部国際課